

新潟県相撲連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞の遵守状況について

※当連盟が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.niigataken-sumo-renmei.com

項目 通し番号	原則	自己説明項目	対応 状況	自己説明（現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等）
1	[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営 及び事業運営を行うべきであ る。	(1) 法人格を有する団体は、団体 に適用される法令を遵守してい るか。	—	該当なし
2	[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営 及び事業運営を行うべきであ る。	(2) 法人格を有しない団体は、団 体としての実体を備え、団体の 規約等を遵守しているか。	A	・新潟県相撲連盟規約を遵守し、適正に団体運営を行っている。 ・今後、より適正なガバナンスを確保していく観点から法人化に向けた検討を進めていく。
3	[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営 及び事業運営を行うべきであ る。	(3) 事業運営に当たって適用され る法令等を遵守しているか。	A	・事業の実施にあたっては、適用される関係法令や地方公共団体が定める各種条例や規則を遵守している。
4	[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営 及び事業運営を行うべきであ る。	(4) 適切な団体運営及び事業運営 を確保するための役員等の体制 を整備しているか。	A	・当連盟規約により役員を選出し、理事会、評議員会、各種委員会を開催して適切な団体運営及び事業運営を行っている。
5	[原則2] 組織運営に関する目指すべき基 本方針を策定し公表すべきであ る。	(1) 組織運営に関する目指すべき 基本方針を策定し公表している か。	B	・事業年度の基本方針と事業計画は、加盟団体からの意見を反映しながら策定している。 ・決定した内容は、関係する役員から加盟団体関係者へ資料の配布を通じて公表しているが、今後は連盟ウェブサイトで公開していく。

項目 通し番号	原則	自己説明項目	対応 状況	自己説明（現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等）
6	[原則3] 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(1) 役職員に対しコンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・（公財）日本相撲連盟、（公財）新潟県スポーツ協会の研修会の内容を各種会議や大会日を利用してコンプライアンスの徹底を呼びかけている。 ・ 今後は、特定の役員以外にも上部団体の研修会への参加を促すとともに、当連盟でも研修会の自主開催していく。
7	[原則3] 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・（公財）日本相撲連盟、（公財）新潟県スポーツ協会の研修会の内容についてコンプライアンスの徹底を呼びかけている。 ・ 各種大会や初会議において内容の徹底を図っている。また、中央団体の研修等に積極的に参加するよう促している。
8	[原則4] 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計事務者を任務に応じて複数で担当し、情報共有をしながら会計処理は適切に行われている。 ・ 年度ごとに、会計処理に関する規程を見直しながら、より明確に定めていく。
9	[原則4] 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的助成の受給にあたり実施主体が定める実施要項、ガイドラインを遵守し的確に運用している。
10	[原則4] 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当連盟規約により、経理担当者とは別に監事を選任して毎年会計監査を実施し、適切に処理している。

項目 通し番号	原則	自己説明項目	対応 状況	自己説明（現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等）
11	[原則5] 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	B	・当連盟の規約により、理事会、評議員会で決議された内容は、役員を通じて資料による情報開示は行っている。 ・当連盟ウェブサイトでは、規約、役員名、事業計画・報告等の一部の情報開示を行っているが、まだ不十分な面があり、今後の見直しを図る。
12	[原則5] 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	B	・当連盟の規約により、理事会、評議員会で決議された内容は、役員を通じて資料による情報開示は行っている。 ・当連盟ウェブサイトでは、規約、役員名、事業計画・報告等の一部の情報開示を行っているが、まだ不十分な面があり、今後見直しを図る。
13	[原則6] 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合ガバナンスコード<中央競技団体向け>の個別の規定についてもその遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<中央競技団体向け>の規定があるか。 (ある場合は下記に記述) 原則■について	—	該当なし
14	[原則6] 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合ガバナンスコード<中央競技団体向け>の個別の規定についてもその遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<中央競技団体向け>の規定があるか。 (ある場合は下記に記述) 原則■について	—	該当なし

【対応状況に係る自己評価】

- A：対応している
- B：一部対応している
- C：対応できていない